

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第26号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「営業推進室」を「企画総務部営業調査課」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)